

令和3年3月

昨年度 PRTR 届出を提出された事業者各位

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

### 令和3年度PRTR届出の受付開始のお知らせと電子届出利用のお願い

平素より「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく化学物質の自主管理にお取り組みいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、下記のとおり御連絡いたしますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 令和3年度PRTR届出の受付開始のお知らせ

本年も4月1日より、化管法第5条第2項に基づく令和2年度の排出量等PRTR届出の受付が開始されます。また、本年度の届出期間は6月30日までとなります。

※昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、期限内の届出が困難な状況に対応するため、届出期間が変更されましたが、本年度は、(現時点では)通常どおり6月30日までとなります。お間違いのないよう、御留意ください。

なお、当該届出は、要件に該当する限り、毎年度自発的に行うことが法律上義務付けられております。要件への該非につきましては「PRTR届出の手引き」を御参照ください。

##### 2. 電子届出利用のお願い

電子届出は、24時間届出が可能となり、入力補助機能や入力ミスチェック機能を用いて届出書を作成することができます。そのため、書面届出より、簡単かつ確実です。電子届出を御利用いただいていない事業者の方におかれましては、是非お試しくださいようお願い申し上げます。

電子届出の御利用にあたっては事前登録が必要です。事前登録に際しては、「電子情報処理組織使用届出書」を、事業所の所在(届出者の所在地ではありません)する都道府県等のPRTR担当窓口へ御提出ください。手続きには、2週間程度要しますので、お早めの御提出をお願いいたします。(別添パンフレット参照)

##### 3. PRTR届出作成支援システムのお知らせ

PRTR届出作成支援システムは、ホームページにアクセスして、二次元コード付き届出書を容易に作成することができます。また、電子届出と同様に入力補助機能や入力ミスチェック機能を装備しています。電子届出が困難な場合は、本システムを御利用いただきますようお願いいたします。(別添パンフレット参照)

#### 4. 届出書の押印廃止

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)により、関係省庁が押印を不要とするための所要の規定等の整備を行い、令和2年12月よりPRTR各届出書の押印が不要となりました。

詳しくは、関係省庁のHP等を御参照ください。

#### 5. 都道府県等の PRTR 担当窓口一覧の掲載場所

各自治体の PRTR 担当窓口一覧は、経済産業省と環境省のホームページに掲載されておりますので、お問い合わせください。

##### 【経済産業省 URL】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/5.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html)

##### 【環境省 URL】

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit.html#madoguchi>

#### 6. 【PRTR 制度担当部署(お問い合わせ先)】

○経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3501-0080

E-mail: [prtr-meyasubako@meti.go.jp](mailto:prtr-meyasubako@meti.go.jp)

○環境省大臣官房環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351 (内線6358)

E-mail: [ehs@env.go.jp](mailto:ehs@env.go.jp)

○独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

TEL: 03-5738-5482

E-mail: [support\\_prtr@nite.go.jp](mailto:support_prtr@nite.go.jp) (PRTR制度全般)

E-mail: [info\\_prtr@nite.go.jp](mailto:info_prtr@nite.go.jp) (電子届出/PRTR届出作成支援システムについて)